

# 記載事項証明書【納税に関する事項】

(野田市雇用促進奨励金交付申請等支給申請用)

## 納税義務者

住所	
ふりがな	
氏名	(印) (法人の場合は代表者印)

申請者(代理人)(納税義務者が申請する場合や、郵送による申請の場合は記入不要)

住所	
氏名	

使用目的	野田市雇用促進奨励金交付申請添付書類 野田市中心小企業退職金共済制度普及補助金交付申請添付書類 野田市障がい者職場実習奨励金支給申請添付書類 野田市トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金添付書類		
本人確認	①免許証	②保険証	③その他( )

上記の目的に使用するため、税について下記事項の証明を請求します。

税目	証明事項		備考		
	未納なし	該当なし			
法人市民税					
市県民税	普通徴収				
	特別徴収				
固定資産税・都市計画税					
軽自動車税					
国民健康保険税					

上記のとおり相違ないことを証明します。

証明書番号

年 月 日

千葉県野田市長

鈴木 有

### 《注意事項》

- ①証明事項の「未納なし」には市税に未納がない場合に、「該当なし」には市税が課されていない場合に税目ごとに確認印が押されます。よって市税が納められていない場合には証明書は交付されません。
- ②本証明書は野田市雇用促進奨励金交付申請書等に添付する記載事項証明書です。納税義務者の欄に記入、押印のうえ、本庁舎収税課で証明を受けてください。証明事項欄、備考欄は収税課職員が記載しますので、記入しないでください。
- ③納税義務者が法人の場合は実印(代表者印)を押印します。個人の場合は認印で結構です。ただし、代理人が申請する場合、申請者(代理人)の押印は必要ありませんが、納税義務者の委任状が必要です。委任状は任意様式です。また、本人確認のため、免許証等の提示をお願いします。
- ④申請者、納税義務者が同じ方の場合や郵送による場合は、申請者の欄への記載は不要です。
- ⑤裏面の注意事項も併せてご覧ください。

証明書の交付申請については、次のとおりご協力をお願いします。

1. 金融機関・コンビニエンスストアの窓口で納付いただいた場合

納付された日から野田市収税課で入金確認ができるまで2週間程度必要となります。この間に交付申請をされた場合は、この納付分が証明できませんので当該納付領収書をご持参ください。

2. 市税を口座振替により納付いただいている場合（給与特徴を含む。）

振替日から野田市収税課で入金確認ができるまで約7日程度必要になります。この間に交付申請をされた場合、証明書の交付ができませんので、この期間を考慮のうえ申請をお願いします。

3. 市税を分納誓約により納付されている場合

納税証明書は分納誓約の履行に関わらず、納期限（法定納期限）を過ぎても納付がされていない場合は証明書の交付はできませんので、誓約書等でご確認をお願いします。

4. 固有資産を共有されている場合

固定資産税は共有分も証明の対象となります。共有代表者が未納となっている場合証明できません。

5. 本証明書は、本庁舎（8時30分～17時15分）のみでの発行となります。出張所やいちいのホールでは発行できませんのでご了承ください。